

## 「津波防災の日のシンポジウム2011」の開催について

今年6月、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「津波対策の推進に関する法律」が制定されました。

この法律の第15条では、広く津波対策についての理解と関心を深めるため、11月5日を津波防災の日と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事を実施することとされました。

これに伴い、下記のとおり内閣府主催の「津波防災の日シンポジウム 2011」が開催されますので、お知らせいたします。

日時：11月5日（土） 13時30分開場 14時30府開会

会場：ニューピアホール（竹芝）

入場無料（先着400名まで）

詳細は、下記をご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/linfo/tunabo2011/index.html>